

琉球大学学術リポジトリ

本学教育学研究科の改革に伴う新設授業科目の実践報告：「学校教育の理論と実践Ⅰ」を中心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学大学院教育学研究科 公開日: 2017-05-12 キーワード (Ja): 大学院, 授業実践報告, 「学校教育の理論と実践Ⅰ」, 体罰, 教員のあり方 キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36607

本学教育学研究科の改革に伴う新設授業科目の実践報告

—「学校教育の理論と実践 I」を中心に—

佐久間正夫

A Teaching Practice Report on Restructured Graduate School of Education Course
: Focusing on “Theory and Practice of Schooling I”

Masao SAKUMA

琉球大学大学院教育学研究科
高度教職実践専攻(教職大学院)紀要
第 1 卷

Department of Teacher Education
Graduate School of Education
University of the Ryukyus
No. 1

2017年3月

【実践報告】

本学教育学研究科の改革に伴う新設授業科目の実践報告

—「学校教育の理論と実践Ⅰ」を中心に—

佐久間正夫

A Teaching Practice Report on Restructured Graduate School of Education Course
: Focusing on “Theory and Practice of Schooling I”

Masao SAKUMA

要 旨

本稿は、本学教育学研究科の改革に伴ない新設された授業科目である、「学校教育の理論と実践Ⅰ」において、筆者が担当した授業の実践報告を行なうものである。これにより、大学院生がどのような学びを追究したのか、についての解明を試みる。それによれば、以下のことが明らかにされた。第一に、筆者が取り上げた、体罰という教育問題に対して、大学院生の興味・関心が非常に高かった。現職教員も含めた大学院生は、筆者が行なった調査結果に基づき、体罰をめぐる種々の事実に驚き、本授業テーマにより一層、興味・関心を強く抱いたようである。第二に、本授業には現職教員も含まれているため、グループ討論を行なうことによって、体罰という問題を理論面と実践面の両方から追究することができた。以上をとおして、体罰という教育事象は理論面と実践面の両方から検討され、大学院生は体罰の問題点だけではなく、学校教育における教員のあり方も追究することができた。

キーワード：大学院/授業実践報告/「学校教育の理論と実践Ⅰ」/体罰/教員のあり方

1. はじめに

本稿は、本学教育学研究科の改革に伴ない新設された授業科目である、「学校教育の理論と実践Ⅰ」¹⁾において、筆者が担当した授業実践の報告を行なうことをとおして、大学院生がどのような学びを追究したかについての解明を目的とするものである。

大学院における教員養成改革は、中央教育審議会が2006(平成18)年7月11日に提出した、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(答申)が重要な契機になった。答申は、教員養成・免許制度改革の具体的方策のひとつとして、これまでの修士課程とは制度原理が全く異なる、「教職大学院」制度の創設を提言した。答申によれば、教職大学院制度創設の背景が、大要、①社会の変化や子どもの諸課題に対応しうる、高度な力量を備えた教員養成が必要であること、②そのため、教員養成教育の改善・充実を図るべく、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院、つまり「教職大学院」制度の創設が求められている、と述べられている²⁾。文部科学省の調査によれば、2015(平成27)年7月段階において、全国的には国立大学の21校で、教職大学院が設置されている³⁾。文部科学省は現在までに、今後の大学院における教員養成について、既存の修士課程である教育学研究科を廃止し、教職大学院に一本化するという方向性を示している。本学教育学研究科の改革は、こうした教職大学院の設置に伴ない行なわれたものである。

大学院教務委員会の議事録等(以下、教務委員会議事録等と略記)⁴⁾を用い、本稿との関連で、その改革の要点を述べると、改革の主要な柱として、履修基準の一部改訂に関わる、教育の内容に関するものが挙

げられた。これまでの修士課程においては、履修基準表の「教育の基礎に関する科目」として、「教育原理特論」（半期：2単位）と「教育・発達心理学特論」（半期：2単位）が専攻共通科目に設定されてきた。この科目の見直しが行なわれ、これらは「学校教育の理論と実践」（半期のⅠとⅡ：それぞれ2単位）として統合・再編された。この教育内容見直しの基本方針は、旧来の「専門」性を修士課程の存在意義として尊重しつつ、学校現場で生きる、より実践的なものになるような新たなカリキュラムを創造する、というものであった。

このように、「学校教育の理論と実践Ⅰ」は、本学教育学研究科の改革の過程で、既存の修士課程における新たな授業科目として設定され、2016（平成28）年度から実施された。筆者の担当内容は、「学校教育と教員のあり方に関する教育原理」である。

本稿は、以上のように設定された「学校教育の理論と実践Ⅰ」のうち、筆者が担当した教育実践を報告することにより、大学院生がどのような学びを行なったかを明らかにすることを目的とする。大学院の授業実践報告は、管見によれば、これまでほとんど行なわれてこなかったと思われる。このような点で、本稿は意義を有すると言えよう。

2. 体罰に関するアンケート調査の目的・対象・方法など

(1) アンケート調査の目的

筆者は、担当した授業の内容との関連で、大学院生を対象に、体罰に関するアンケート調査を実施した。この体罰に関するアンケート調査は、大要、体罰自己体験の有無、体罰を受けた時期や場所、体罰を行なった人物やその理由、そして、体罰法制に対する意識・認識を尋ねることにより、大学院生が現在、体罰に対してどういった意識や認識を有しているかの解明を目的とした。筆者は、本調査で得られた知見を、授業で用いることも意図した。

(2) アンケート調査の対象・方法など

筆者が行なった、体罰に関するアンケート調査の目的を達成するために、筆者は本アンケート調査を、筆者が2016（平成28）年度前学期、本学教育学研究科で担当した、「学校教育の理論と実践Ⅰ」で実施した。アンケート調査の実施日は、第1回目の授業である、同年4月13日（水）である。アンケート調査票は、受講大学院生21名（受講登録者は22名）に配付され、全受講者から回収された。アンケート調査票の回収率は100%である。アンケート調査票の回収率が100%であるのは、筆者が授業時間内に、受講者にアンケートを実施し、回収したからである。

なお、本アンケート調査は、大学院生の体罰に関する意識や認識について、詳細に分析することを目的に実施したものではなく、筆者が授業を行なう上での、基礎資料を得ることを目的として行なったものである。受講者の大学院生自身から得られた、体罰自己体験率や体罰を受けた場所、体罰を行なった人物やその理由に関するデータを、授業で用いることに主眼を置いた⁵⁾。したがって、筆者は、アンケート調査を第1回目の授業の冒頭で実施した。調査の目的が、以上のようなものであるため、筆者のこれまでの体罰に関する研究と比較すると、以下の論述は簡略になっている。また、筆者がこれまでに用いてきた、体罰についてのアンケート調査票と比較すると、調査項目も異なっているということを、あらかじめお断りしておく。

3. 大学院生の体罰に対する意識・認識

筆者が教育学研究科の大学院生（以下、大学院生）に対して実施した、体罰に関するアンケート調査について、これまでの調査研究の方法⁶⁾にのっとり、アンケート調査項目を大要、(1)体罰自己体験・体罰を受けた時期・体罰を受けた場所・体罰を行なった人物・体罰理由、(2)体罰法制に対する大学院生の意識・認識、という二つに分類し、結果を述べていく。その際、筆者がこれまでに、琉球大学の教職課程で学ぶ学生に対して実施した、体罰に関するアンケート調査から得られた知見⁷⁾を適宜、紹介し、比較・考察を行なっていく。

(1) 体罰自己体験・体罰を受けた時期・体罰を受けた場所・体罰を行なった人物・体罰理由

①大学院生の体罰自己体験の有無

【表1】体罰自己体験の有無

体罰を受けたことがある	14名	66.7%
体罰を受けたことがない	7名	33.3%
合 計	21名	100%

「あなたは今までに、学校の教師から、『体罰』を受けたことがありますか」と、体罰自己体験の有無について尋ねた結果を示したものが、【表1】である。これによれば、「ある」と回答した大学院生は66.7% (14名/21名) であり、「ない」と回答した大学院生は33.3% (7名/21名) である。調査対象者の大学院生の数は21名 (現職教員9名を含む) であり、量的調査として必ずしも十分ではないが、7割近くの大学院生が体罰を体験していることがわかる。

筆者の体罰に関する最近の調査研究によると、2013(平成25)年度、2014(平成26)年度、そして2015(平成27)年度の体罰自己体験率はそれぞれ、47.5%、31.1%、50.0%であり、30%台から50%台を推移している⁸⁾。これとの比較によれば、今回の調査で得られた、大学院生の体罰自己体験率が66.7%という数値は、かなり高いと言える⁹⁾。

②体罰を受けた時期

【表2】体罰を受けた時期

小学1年生	1名	7.1%
小学2年生	1名	7.1%
小学3年生	1名	7.1%
小学4年生	0名	0%
小学5年生	1名	7.1%
小学6年生	4名	28.6%
中学1年生	5名	35.7%
中学2年生	5名	35.7%
中学3年生	6名	42.9%
高校1年生	0名	0%
高校2年生	2名	14.3%
高校3年生	1名	7.1%
大 学 生	0名	0%

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、体罰を受けた時期を尋ねた結果を示したものが、【表2】である。これによれば、体罰を受けた時期は、小学6年生から中学生へと、学年進行に伴ない増加傾向を示している。ただし、小・中学生の体罰自己体験率との比較では、高校以降のそれは、減少傾向が見られる。

筆者の体罰に関する2013(平成25)年度、2014(平成26)年度、そして2015(平成27)年度の調査研究によると、体罰を受けた時期に関する全体的な傾向として、いずれも、小学生から中学生へ学年進行に伴ない、増加傾向が顕著である。また、小・中学生の時期と比較すると、高校生以降の時期に体罰を受けることは、非常に少なくなる¹⁰⁾。今回の調査で得られた、大学院生の体罰を受けた時期についてのデータは、調査対象者数は21名と少ないけれども、筆者がこれまでの調査研究で得ているデータと、ほとんど同じ傾向を示していることがわかる。

③体罰を受けた場所

【表3】体罰を受けた場所

教室	9名	(体罰を受けた14名のうち) 64.3%
体育館	2名	(体罰を受けた14名のうち) 14.3%
廊下	4名	(体罰を受けた14名のうち) 28.6%
運動場	4名	(体罰を受けた14名のうち) 28.6%
その他：武道場など	2名	(体罰を受けた14名のうち) 14.3%

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、体罰を受けた場所を尋ねた結果を示したものが、【表3】である。これによれば、「あなたが体罰を受けた場所はどこですか」という問いに対して、「教室」と回答した者が64.3% (9名/14名)であり、最も多い¹¹⁾。以下、多い順に挙げると、「廊下」「運動場」がそれぞれ同じで28.6% (4名/14名)、「体育館」「その他」(中庭、武道場)がそれぞれ同じで、14.3% (2名/14名)となっている。

筆者の体罰についての2013(平成25)年度、2014(平成26)年度、そして2015(平成27)年度の調査研究によると、体罰を受けた場所について、いずれも、「教室」が群を抜いて多く、それぞれ64.0% (2位「廊下」29.3%)、57.1% (2位「廊下」28.6%)、59.2% (2位「体育館」32.7%)となっている¹²⁾。このことについて、今回の調査で得られた、大学院生の体罰を受けた場所に関するデータは、筆者のこれまでの調査結果と同様、「教室」が最も多くなっている。

④体罰を行なった人物

【表4】体罰を行なった人物

担任教師	7名	(体罰を受けた14名のうち) 50.0%
体育教師	5名	(体罰を受けた14名のうち) 35.7%
クラブ顧問教師	3名	(体罰を受けた14名のうち) 21.4%
その他：隣のクラス担任など	3名	(体罰を受けた14名のうち) 21.4%

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、体罰を行なった人物を尋ねた結果を示したものが、【表4】である。これによれば、誰が体罰を行なったのか、という問いに対して、「担任教師」が50% (7名/14名)で最も多く、群を抜いている。以下、「体育教師」35.7% (5名/14名)、「クラブ顧問教師」21.4% (3名/14名)、などとなっている。

筆者の体罰に関する2013(平成25)年度、2014(平成26)年度、そして2015(平成27)年度の調査研究によると、体罰を行なった人物に関して、いずれも、「担任教師」が圧倒的に多く、それぞれ2013(平成25)年度が94.8% (2位「生徒指導教師」25.9%)、2014(平成26)年度が59.5% (2位「クラブ顧問教師」28.6%)、2015(平成27)年度が63.3% (2位「クラブ顧問教師」32.7%)となっている¹³⁾。今回の調査で得られた、大学院生の体罰を受けた人物についてのデータは、調査対象者数は21名と十分ではないが、筆者がこれまでの調査研究で得ているデータと、同じ傾向を示していると言える。

⑤体罰を受けた理由

【表5】体罰を受けた理由

宿題忘れ・忘れ物	2名	(体罰を受けた14名のうち) 14.3%
授業の遅刻	2名	(体罰を受けた14名のうち) 14.3%
授業中の私語・さわぎ	4名	(体罰を受けた14名のうち) 28.6%
規則・きまりを破る	5名	(体罰を受けた14名のうち) 35.7%
いじめ・いたずらをした	1名	(体罰を受けた14名のうち) 7.1%
部活	2名	(体罰を受けた14名のうち) 14.3%

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、体罰を受けた理由を尋ねた結果を示したものが、【表5】である。これによれば、体罰を受けた理由として、割合が高かったものからみると、「規則・きまりを破る」35.7%（5名/14名）、「授業中の私語・さわぎ」28.6%（4名/14名）、そして、「宿題忘れ・忘れ物」「授業の遅刻」「部活」がそれぞれ同じで14.3%（2名/14名）、などと続いている。今回の大学院生を対象にした調査では、体罰を受けた理由として、「規則・きまりを破る」が最も多く、35.7%である。

筆者の体罰に関する2013（平成25）年度、2014（平成26）年度、そして2015（平成27）年度の調査研究によると、体罰を受けた理由はいずれも、教室における学習指導の場面に因るものが多い¹⁴⁾。今回の調査結果のうち、教室の学習指導場面に該当する三つの調査項目、「宿題忘れ・忘れ物」「授業の遅刻」「授業中の私語・さわぎ」を合計すると6割近くを占め、57.2%（8名/14名）である。この数値は、「部活」の14.3%よりも、かなり多い。このように、今回の大学院生を対象にした調査では、調査対象者の大学院生の数は21名であり、量的調査として必ずしも十分ではないが、大学院生の体罰を受けた理由についてのデータは、筆者のこれまでの調査結果と同様、授業における学習指導の場面が最も多いことを示している。

(2) 体罰法制に対する大学院生の意識・認識

(1)で述べてきたように、体罰をめぐる実態だけではなく、体罰法制に対する大学院生の意識・認識を探るため、以下の質問項目のように、筆者は学校教育法第11条を示し、その条文の法律名などを尋ねた。その結果を示したものが、【表6】である。

ある法律には、次のような規定がなされています（全員、回答してください）。

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」（下線は筆者）

①上記の法律名を書いてください（例：日本国憲法第26条）

②①の法律を、あなたはどのように知りましたか。

③上記の法律条文は、体罰禁止規定とも言われます。あなたは、学校教育において、教師によって行なわれることがある体罰を、どのように捉えていますか。

- 1. とても肯定的に捉えている
- 2. やや肯定的に捉えている
- 3. あまり肯定的に捉えていない
- 4. 全く肯定的に捉えていない

① 法律名の認識

これによれば、例に挙げた「日本国憲法第26条」のように、法律名と条文を「学校教育法第11条」と正確に回答した者は、9.5%（2名/21名）である。この場合、単に「学校教育法」と回答した10名も正答に含めると、正答率は57.1%（12名/21名）である。6割近くの大学院生は、体罰法制と「学校教育法」との関係を理解していることがわかる。

この点について、筆者による2014（平成26）年度、及び2015（平成27）年度の体罰に関する調査研究の

結果と比較してみる。筆者の研究では、「学校教育法第11条」あるいは「学校教育法」と回答した学部学生は、2014（平成26）年度が30.9%（30名/97名）、2015（平成27）年度が34.7%（34名/98名）であり¹⁵⁾、今回の大学院生を調査対象にした結果のほうが、25ポイントほど高くなっている。この結果は、当然であるかもしれない。しかしながら、大学院生の内訳が主に、学部卒大学院生12名と現職教員大学院生9名であることを考えると、学校教育法第11条の存在は、もっと認識されていても良いのではないと思われる。

②学校教育法を知った場面

体罰法制に関係する「学校教育法」という法律名を、正しく記入した12名に対し、「あなたは〔学校教育法という法律名を〕どのように知りましたか」を尋ねた結果、「大学での教職の講義」「教員採用試験の勉強」がそれぞれ同じで、33.3%（4名/12名）である。大学院生には現職教員も含まれているため、「職場で」が16.7%（2名）である。

この点に関して、筆者が行なった、2014（平成26）年度、及び2015（平成27）年度の体罰についての調査研究結果と比較してみよう。筆者の研究に基づく、「学校教育法」という法律名を知ったのは、学部学生は「大学の教職などの講義」が最も多く、それぞれ2014（平成26）年度が50%（15名/30名）、2015（平成27）年度が73.5%（25名/34名）である¹⁶⁾。今回の大学院生を対象にした調査では、大学院生が「学校教育法」を知ったのは学部学生同様、「大学の教職などの講義」という点は共通しているが、「教員採用試験の勉強」や「職場で」¹⁷⁾という点が、異なっていると言える。

③体罰に対する考え方

「あなたは、学校教育において、教師によって行なわれることがある体罰を、どのように捉えていますか」を尋ねた結果は、「とても肯定的に捉えている」（0名）「やや肯定的に捉えている」（3名）、「あまり肯定的に捉えていない」（12名）「全く肯定的に捉えていない」（6名）である。「とても肯定的に捉えている」「やや肯定的に捉えている」を合わせると3名で、大学院生のうち、14.3%（3名/21名）の者が体罰を肯定的に捉えている。これに対して、「あまり肯定的に捉えていない」「全く肯定的に捉えていない」を合計すると18名で、9割近く（85.7%）の大学院生は体罰を肯定的に捉えていない。

この点に関して、筆者が実施した、2013（平成25）年度、及び2015（平成27）年度の体罰についての調査研究結果と比較してみる。筆者の研究によると、学部学生の体罰に対する考え方について、「体罰賛成派」は、2013（平成25）年度が25.4%（31名/122名）、2015（平成27）年度が19.3%（19名/98名）であり、「体罰否定派」はそれぞれ、72.2%（88名/122名）、79.6%（78名/98名）となっている¹⁸⁾。今回の大学院生を対象にした調査においては、大学院生は体罰に対して肯定的ではなく、学部学生よりもより一層、体罰に対して否定的な考え方を有していることがわかる。

【表6】体罰法制に対する大学院生の意識・認識

①法律名の記述	正答率：57.1%（12名） 学校教育法第11条：2名 学校教育法：10名	誤答率：42.9%（9名） 無回答及び分からない：33.3%（7名） 教育基本法：9.5%（2名）
②法律名を知った理由	①の正答者12名の内訳 ・大学での教職の講義で：33.3%（4名） ・教員採用試験の勉強の時：33.3%（4名） ・職場で：16.7%（2名） ・種々の勉強で：16.7%（2名）	
③体罰法禁に対する認識	・「肯定的」：14.3%（3名）	・「否定的」：85.7%（18名）

4. 「学校教育の理論と実践Ⅰ」の具体的な授業計画と授業実践

以下では、公開されているシラバスや、筆者が作成した講義資料に基づき、筆者が立てた、「学校教育の理論と実践Ⅰ」の授業計画¹⁹⁾と、実際に行なった授業実践について述べていく。その際、先に述べてきた、大学院生の体罰に関するアンケート調査結果を、授業の中でどのように用いたのかについても触れていく。

(1) 「学校教育の理論と実践Ⅰ」の授業計画

①シラバスにおける授業内容と方法

シラバスによれば、「学校教育の理論と実践Ⅰ」における授業計画のうち、筆者担当の授業内容と方法に該当する部分は、次の箇所である。

「学校教育と教員のあり方について、体罰を素材にして考える。体罰に関する研究資料だけではなく、ビデオ資料も参考にしつつ、なぜ体罰が教育と相容れない行為であるのかを、討論も行ないながら、理論的・実践的に検討する。…(後略)」²⁰⁾。

ここに見られるように、筆者は、体罰の問題を中心に上げながら、学校教育における教員のあり方を、理論的・実践的に追究していくことをめざした。その際、複数名の現職教員が受講者に含まれていることを考慮し、講義の中で討論を行ないながら、教員のあり方を理論的・実践的に考えていこうとした。

②シラバスにおける達成目標

シラバスには、「学校教育の理論と実践Ⅰ」における達成目標が述べられている。達成目標全体を示すことは、本授業科目の全体構造を明確にすることにつながると考えられる。したがって、以下では、筆者以外の他の2名の担当者の箇所も含め、本授業科目の達成目標の全文を引用し、示すこととする。

「本講義では、(1)学校教育と教員のあり方、(2)教育課程・教育方法、(3)実践的な指導方法に関して、基礎理論を理解するとともに、その理論を実践的・現実的な観点から、コースや専門領域の垣根を越えて討議することで、学際的な学びの場を受講生に提供する。受講生は理論と実践の往還を通じた協働の学びによって、具体的には①学校教育と体罰、②今日の教育課程・教育方法の諸課題、③道徳教育の指導法について、知識と自分の考えを持つことができる」²¹⁾。

これによれば、筆者が担当した箇所は、「学校教育と教員のあり方」の「基礎理論を理解する」にあたって、「具体的には①学校教育と体罰」の問題を取り上げる。そして、そこにおける「理論を実践的・現実的な観点から、コースや専門領域の垣根を越えて討議することで、学際的な学びの場を受講生に提供する」ことを目標としている。このように、本講義は制度上、「教育の基礎に関する科目」として、本学研究科の全専修の共通科目として設定されており、大学院生は自らの専門分野を越えて、学際的に学び合うことができる、という性格を有している授業科目である。それでは次に、筆者が行なった具体的な授業実践を、配付した講義資料に基づきながら述べていく。

③シラバスにおける授業計画

シラバスには、筆者が担当した授業計画が、次のように述べられている。

第1回：学校教育をめぐる問題状況－体罰が起きる要因は？

第2回：体罰認識の基礎的事項－定義、体罰に係る教員の処分状況、体罰法禁の歴史など

第3回：体罰自己体験、目撃体験などに基づく体罰に対する意識・認識

第4回：体罰の教育的効果は？

第5回：体罰は、なぜいけない行為なのか

筆者は、大要、上記シラバスに基づき授業を展開したが、筆者の実際の授業実践を、次に述べていく。

(2) 「学校教育の理論と実践Ⅰ」の授業実践

筆者が行なった、「学校教育の理論と実践Ⅰ」の授業実践の具体的な内容は、大要、①筆者が授業で体

罰を取り上げる基本的な認識(第1回)、②体罰の定義や法制度、体罰をめぐる事実認識(第1回・第2回)、③アンケート調査に基づく体罰の実態の提示(第2回)、④体罰をめぐる肯定論・否定論の検討(第3回・第4回)、⑤体罰の教育的効果についての検討(第5回)、である。以下、それぞれについて、授業内容の概略を述べていくが、筆者が行なった授業に対する受講生の意見を、適宜、受講生のワークシートから抜粋し、用いている。

①筆者が授業で体罰を取り上げる基本的な認識

筆者は、第1回目の授業資料No. 1の、「(1)今、学校教育をめぐる理論面と実践面で、重要教育問題は？」で、筆者が授業で体罰を取り上げる基本的な認識を、次のように述べた。

「子どもたちをめぐる教育問題として、マスコミなどでしばしば取り上げられるのは、いじめ(この間、いじめ・自殺事件が大きく報道されてきました)、不登校、学級崩壊等々です。これらはいずれも、現実の学校教育をめぐる重要課題であることは、間違いないと思われま

す。本授業は、上記のような教育問題を取り上げ、改めて詳細に検討しようとするものではありません。本授業は、近年、大きくクローズアップされている、『体罰』の問題を取り上げ、受講者の皆さんと一っしょに検討することをとおして、『学校教育と教員のあり方』に迫っていくことを主要な目的とします。言うまでもないことですが、『学習指導』と『生活指導』は、学校教育の二つの重要な役割だと言えます。教師は日常、こうした二つの職務・役割を果たさなければなりません。この『学習指導』や『生活指導』の中で、『体罰』が起きることがあります(本日配付資料を参照してください)。私はこの『体罰』の問題を、現在の学校教育をめぐる重要教育課題の一つであると考えています²²⁾。

このように、筆者は基本的に、体罰は教師の専門性に関わる問題であるだけでなく、子ども観や教育観の形成という、教師の資質にも関連する重要な内容を含んだ教育問題である、という認識を有している。したがって筆者は、上述してきたように、体罰の問題を中核に据え、検討することをとおして、学校教育と教員のあり方を理論的、且つ実践的に追究するということを、授業の主要な達成目標として設定した。

②体罰の定義や法制度、体罰をめぐる事実認識

第1回目と第2回目の授業が、「体罰の定義や法制度、体罰をめぐる事実認識」に相当する内容である。筆者はこれまでの学部における授業の経験から、体罰の問題を取り上げる難しさの一つに、一人ひとりの体罰概念や、体罰に関する事実認識が異なっているということがあるのではないかと考えてきた。このことはおそらく、大学院生の場合にも当てはまると考えられる。例えば、ある一人の学部卒の大学院生の場合、学部時代に履修した教職科目で、体罰について学ぶ機会がなかったからであろう。その大学院生は、筆者が課したワークシートの中で、「私は、学校教育法第11条に体罰という言葉を用いて、体罰を禁止していることを、初めて知った」(下線は筆者)と述べている。このようなケースは特殊ではなく、すでに述べてきたように、筆者が第1回目の授業の際に実施した、体罰に関するアンケート調査では、体罰法制を正確に把握していた大学院生は約6割であり、大学院生であっても、体罰法制について正確な知識を押さえているとは言い難い状況がある。このようなことから、筆者は、現職教員も含まれる大学院生の授業においても、体罰の問題を取り上げる際、体罰の定義や法制度、体罰をめぐる種々の事実を押さえ、受講者が体罰に関して、共通認識を有するところから出発することが必要であると考えた。

以上を踏まえ、筆者は、授業では具体的に、次の二つを押さえた。第一に、体罰の定義についてである。筆者は、事典や具体的な資料を用い、「体罰とは、学校の教育活動の中で起きる、教師による児童・生徒・学生への殴る、蹴る等の暴力行為」である、とした²³⁾。また、学校教育法第11条を示し、体罰禁止規定とその趣旨、法制度の歴史を押さえた²⁴⁾。第二に、体罰をめぐる種々の事実に関してである。筆者は、受講生にこれまでの体罰自己体験等を相対化させる目的で、自らが行なった体罰調査研究の成果や、これま

で起きた体罰に因る高校生の死亡事件を取り上げ、紹介した²⁶⁾。学部学生は、体罰の実態を十分に把握してなく、体罰を自己の感情や心情、思い入れなどに基づき、捉えていることが多いように思われる。筆者はこのような点を考慮し、大学院生の授業の際にも、体罰をめぐる種々の事実や、体罰に因る高校生の死亡事件を紹介することにより、体罰の実態やその危険性についての共有をめざした。このような意図で、筆者は、大阪市立桜宮高校で2012年12月に起きた、部活顧問の体罰を原因とする、生徒の自殺事件を取り扱ったビデオ視聴を計画し、実施した²⁶⁾。

③アンケート調査に基づく体罰の実態の提示

第1回目の授業の課題は、「本日の授業で新たに学んだこと、知ったこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを、自由に書いてください」というものである。この課題の中に、体罰の事実をめぐり、次のような疑問を投げかける、複数名の受講生が見られた。その疑問は概ね、次のようなものである。

「先生は、〔体罰の発生は〕部活動よりも教室〔における学習の場面〕が多いとおっしゃってましたが、私の経験では部活動〔で体罰が行なわれること〕が多かったです」。

このような体罰をめぐる事実認識に対して、筆者は、体罰を受けた場所、体罰を行なった人物、体罰を受けた理由など、体罰を取り上げる場合、体罰についての種々の事実を重視し、筆者がこれまでに実施してきた、体罰に関する調査研究の結果と、第1回目の授業で行なった体罰アンケート調査結果とを併せて、授業資料として提示した²⁷⁾。

以上の成果に基づき、筆者は第2回目の授業で、受講生自身の体罰自己体験や目撃体験の相対化を意図した。筆者は、受講生同士の討論を実施するため、受講生4～5名を一グループにして、全部で四つのグループを編成した。受講生は、次のような課題で討論を行ない、その成果をワークシートにまとめた。

「本日の授業では、体罰をめぐる種々の事実(体罰を受けた場所、行なった人物、受けた理由など)を把握しました。以上の点について、あなたの体罰体験や、体罰目撃体験などを出し合いながら、あなたが新たに学んだこと、知ったこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを挙げ、討論してください。」

以下、受講生のワークシートをいくつか紹介する。筆者が示した体罰に関する調査結果に対して、体罰を受けた場所についての驚きや疑問を表わした意見が、次のものである。「自分の体験的観点から、今回はアンケート調査結果などを客観的視点で見ってみました。アンケート調査結果では、〔体罰を受けた場所〕は教室が最も多い、という結果に、本当にそうなのかと思ってしまいました。…(中略)客観的とは何か、ということを考えさせられました」。体罰自己体験と年齢との関連を検討したグループが見られた。「グループ討論で、『体罰』体験を確認したところ、昭和生まれは体罰を受けていたが、沖縄で平成生まれの人は、小中高と体罰を受けた経験はなかった」。受講生自身の体罰自己体験率の高いことに対して、驚きを表明した意見が見られた。「今回の授業の資料から、『体罰を受けたことがある』と回答した方が66.7%に上っている事実から、回答者の年齢の差を考慮しても、その割合の高さに驚かされる」。

受講生はこのグループ討論をとおして、以下に挙げるように、体罰に対する肯定論と否定論を初め、種々の意見に触れていることが窺われる。「授業の討論をとおして、『体罰』に対する様々な意見に触れることができました。…(中略)私たちのグループでは、体罰をされた時に『肯定的に捉えたか否か』について、議論が活発に行なわれた。ほとんどの場合、体罰をされたことに対して、否定的な感情を抱いたとする意見が見られた。その理由の多くは、『なぜ体罰を受けなければならなかったのか理解できなかった』というものであった(後略)」²⁸⁾。

以上述べてきたように、第1回目と第2回目の授業や討論をとおして、受講生は、体罰自己体験や目撃体験を相対化しつつあるように思われた。筆者は次に、受講生の体罰自己体験や目撃体験をより一層、相対化することを意図し、文献を用い、これまでの体罰をめぐる肯定論や否定論を、第3回目の授業で検討しようとした。

④体罰をめぐる肯定論・否定論の検討

第3回目の授業では、体罰の肯定論と否定論が整理されている、渡部芳樹「学校教育における体罰の思想」²⁹⁾を取り上げ、読み合わせた後、討論を行なった。討論課題は、以下のものである。「本日の授業で配付した論考の中で述べられている、体罰の肯定論と体罰の否定論を読み、あなたが新たに学んだこと、知ったこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを挙げ、そのことについて討論してください。」

受講生のワークシートをいくつか紹介することにより、受講生がこの論考をどのように読んだかを、以下に示してみる。受講生のワークシートによれば、体罰肯定論が批判的に検討されただけでなく、改めて体罰の要因や、体罰の違法性に気がついたものが見られた(下線は筆者)。

「(大学の運動部員を対象とした体罰についてのアンケート調査結果に触れながら)『体罰の影響』として、60%の者は『気持ち引き締まった』とし、精神の鍛錬として体罰を肯定的に捉えているが、40%の者は体罰を否定的に捉えている。40%の者は果たして、少数派の考えとして片づけられていいのだろうか。また、本調査は物事をプラス思考に捉え、比較的メンタル面も強いと思われる『大学の運動部』を対象としているが、本講義において実施したアンケート結果からも、体罰を受けたのが最も多かった中学生や小学生においても、同じような傾向の回答が得られるのか疑問である。思春期の児童・生徒が、体罰を自己の鍛錬として肯定的に捉えられるとは、到底考えられない。」

「体罰の肯定論を読み、『信頼関係の醸成としての体罰』として、体罰を受けた側も半数近くのもの、『指導者が自分のことを考えていると感じた』ということで、『信頼関係があれば体罰はあっていいか』という質問に、肯定的な回答をした者が62%もいたという。この信頼関係の醸成としての体罰という観点が、保護者においても共有される恐ろしさを知った。」

「体罰についての『肯定論』および『否定論』の通読を踏まえ、体罰については肯定論も見られるが、法的な視点から見て、明らかに違法行為である以上、それは絶対に否定されるべきものである(後略)。³⁰⁾

⑤体罰の教育的効果についての検討

第4回目の授業においては、主に二つの資料を用い、読み合わせることをとおして、体罰は教育実践上、教育的な効果があるのかどうかについて、検討を行なった。一つ目の資料は、体罰を受けたり、目撃したりしたことによって、児童・生徒たちがどのような感想や気持ちを抱いているのかを明らかにした研究である。もう一つの資料は、体罰に教育的な効果があるのか否かを解明した研究である³¹⁾。これらの資料の読み合わせを行ない、次のような討論課題で討論がなされた。「本日の授業で配付した論考の中で述べられている、体罰の教育的効果について、あなたが新たに学んだこと、知ったこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを挙げ、そのことについて討論してください。」

ここでは、現職教員の受講生が、本授業をどのように受け止めたのかということを見るために、現職教員のワークシートをいくつか紹介することをおして、彼(女)らが「体罰の教育的効果」をどのように考えたかを、以下に示してみる。いずれの受講生も、体罰は子どもと教師との信頼関係を壊す、体罰は人を憎む心を生む、体罰自己体験者以上に、体罰目撃体験者は体罰に否定的な感情を抱く、体罰には抑止効果しかない等々、体罰には教育的効果はほとんどない、と認識していることがわかる。

「私は、授業で配付された、牧証名・今橋盛勝他編『懲戒・体罰の法制と実態』の中の論考で、『体罰自己体験に対する感想』を読み、『悔しかった』31.5%、『先生が嫌いになった』28.7%、『いつか仕返ししてやる』17.6%、という回答結果が気になった。『悔しかった』と回答した3割を少し超える児童・生徒は、『体罰』により、著しく自尊心を傷つけられたことがわかる。子どもたちの自尊感情を著しく傷つけるような行為は、決してあってはならない。さらに、『先生が嫌いになった』との回答が約3割近くあることから、児童・生徒と教師間における信頼関係が、体罰によって壊されているという事態が窺われる。一度壊れた、教師と生徒との信頼関係を再構築するのに、どれだけの時間と関わりが必要になるだろうか…。また、教師に対する反感を持ったまま、児童・生徒間で好ましい人間関係を育むことは難しいだろう。『体

罰自己体験に対する感想』において、私が最も気になったのは、『いつか仕返ししてやる』という回答である。学校は児童・生徒に、『優しさ』や『思いやりの心』を育む場であると思われるが、それが、体罰により『人〔＝教師を〕を憎む心』を生んでしまうことは、マイナスではないか(後略)。(女性教員)

「講義の中で触れられていた、『生徒は、自分が体罰を受けた時よりも、他の生徒が体罰を受けていたのを目撃した時のほうが、体罰に対して否定的な感想を抱く傾向を有している』という調査結果に対して、今までそういった観点を意識して、体罰を見ていなかったのですが、言われてみれば、そのとおりかもしれないと強く同意を感じました。今回の講義をとおして、体罰を体験したことのある児童・生徒が否定的感情を抱く以上に、それを目撃した生徒もまた、強い憤りや無力感などを抱いてしまうことは、体罰の大きな問題点だと、改めて認識できました。…(中略) 社会一般や大人同士の関係では、どのようなことがあっても殴って指導するという場面がないように、学校という場、教師と生徒という関係の中にあっても、体罰が認められるという特殊性はない、という点を、より意識していかななくてはならないと感じました(後略)。(男性教員)

「(前略) 体罰の効果に関する認識では、多くの生徒にとって体罰は、加えられているのを見ると、自分も体罰をされないようにしましょう、と思うだけのものとしてしか捉えられていない、という貴重な資料を読ませていただいた。このことについては、私自身も驚かされました(後略)。(男性教員)³²⁾

5. おわりに

以上、本学教育学研究科の改革に伴ない新設された授業科目である、「学校教育の理論と実践Ⅰ」において、筆者が行なった授業実践の報告をしてきた。これに基づき、大学院生がどのような学びを追究したかを抽出してみよう。

第一に、筆者が取り上げた、体罰という教育問題に対して、大学院生の興味・関心が非常に高かったという点である。受講生である大学院生自身を対象に実施した、体罰アンケート調査結果は、体罰をめぐる事実認識に関して、大学院生のこれまでの固定観念を揺さぶることができたようである。例えば、大学院生の体罰自己体験率は66.7%と7割近くであり、学部学生のそれ(30%台から50%)との比較では、かなり高い割合であることや、体罰を受けた場所のうち最も多いものが教室であることなど、現職教員も含めた大学院生は、体罰をめぐるこうした事実には驚き、本テーマに興味・関心をより一層、強く抱いたようである。

第二に、本授業ではグループ討論を行なうことにより、大学院生が体罰という問題を理論面と実践面の両方から追究することができたのではないかと、いう点である。これには、22名の受講生のうち、9名の現職教員が含まれているという学びの環境が、大きく関係していると考えられる。すでに述べてきたように、筆者の授業展開は大要、①筆者のアンケート調査結果に基づく、大学院生の体罰自己体験や目撃体験の共有及び検討を行なう段階、②文献や資料、討論に基づき、体罰自己体験や目撃体験の相対化を図る段階、③①②を通して、学校教育における教員のあり方を考える段階、という三つに分けられる。授業展開におけるこれら三つの段階のそれぞれで、体罰の問題は理論面と実践面の両方から検討され、大学院生は教員のあり方を追究することができたと言えるのではないだろうか。

筆者は本授業実践報告では、紙幅の関係もあり、大学院生の最終レポートの分析を取り上げていない。また、授業担当が5回であり、授業担当の順番がトップであったという事情もあり、筆者独自の授業評価アンケートを実施することができなかつた。大学院生が本授業で、どのような学びを追究したかを探るには、いずれも必要な基礎作業である。今後の課題としたい。

【注】

- 1) 「教育の基礎に関する科目」はこれまで、「教育原理特論」と「教育発達心理学特論」が原則、必修であった。前者の授業科目を教育学コースのスタッフが、後者のそれを教育心理学コースのスタッフが担当した。この二つの科目を統合・再編し、教職大学院の必修科目の領域を意識した通年科目、「学校教育の理論と実践」が新設されることとなった。
- 2) 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(答申)、2006年7月11日。
- 3) 文部科学省H.P. http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoushoku/kyoushoku.htm 個々の教職大学院の具体的な設置経緯や、教育の概要等について述べた研究には、例えば、次のものがある。清水和夫「群馬大学教職大学院の特色と教員養成」『季刊 教育法』No.164、エイデル研究所、2010年、34-41頁。
- 4) 本学教育学研究科の改革については、2014(平成26)年度中に審議が行なわれた。筆者は、本稿を作成するに際し、「琉球大学大学院教育学研究科(修士課程)の将来像について」(参考資料)(2015.1.14)、大学院教務委員会(2015.1.21)資料、などを参考にした。
- 5) 例えば、受講者からは、体罰の実態をめくり、次のような驚きや疑問などが出された。「今回の授業の資料から、『体罰を受けたことがある』と回答した方が66.7%に上っている事実から、回答者の年齢の差を考慮しても、その割合の高さに驚かされる」、「自分の体験的観点から、今回はアンケート調査結果などを客観的視点で見ました。アンケート調査結果では、〔体罰を受けた場所〕は教室が最も多い、という結果に、本当にそうなのかと思ってしまいました」。筆者作成の講義資料「学校教育の理論と実践 I」通信No.2, 2016.5.16。
- 6) 拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(2)」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』第21号、2014年3月(以下、拙稿①)、拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(3)」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』第22号、2015年3月(以下、拙稿②)、拙稿「琉球大学教育学部学生の『体罰』に対する意識について」『琉球大学教育学紀要』第89集、2016年9月(以下、拙稿③)、を参照。
- 7) 例えば、同上論文、など。
- 8) これについては、例えば、拙稿①の137-138頁、拙稿②の75頁、拙稿③の128頁を参照。
- 9) 受講生自身の、体罰自己体験の有無に関する調査結果に対して、受講生は世代間の体罰自己体験率の違いの確認を行なったり、また、体罰自己体験率の高さに驚いているものも見られた。「グループ討論で、『体罰』体験を確認したところ、昭和生まれは体罰を受けていたが、沖縄で平成生まれの人は、小中高と体罰を受けた経験はなかった。「今回の授業の資料から、『体罰を受けたことがある』と回答した方が66.7%に上っている事実から、回答者の年齢の差を考慮しても、その割合の高さに驚かされる」。筆者作成の講義資料「学校教育の理論と実践 I」通信No. 2, 2016. 5. 16。
- 10) これについては、例えば、拙稿①の138頁、拙稿②の75-76頁、拙稿③の129頁を参照。
- 11) この結果に対して、受講生から、次のような疑問が出された。「自分の体験的観点から、今回はアンケート調査結果などを客観的視点で見ました。アンケート調査結果では、〔体罰を受けた場所〕は教室が最も多い、という結果に、本当にそうなのかと思ってしまいました。…(中略)客観的とは何か、ということを考えさせられました」。筆者作成の講義資料「学校教育の理論と実践 I」通信No.2, 2016.5.16。
- 12) これに関しては、例えば、拙稿①の139頁、拙稿②の76頁、拙稿③の130頁を参照。
- 13) これについては、例えば、拙稿①の139-140頁、拙稿②の76-77頁、拙稿③の130-131頁を参照。
- 14) これについては、例えば、拙稿①の140頁、拙稿②の77頁、拙稿③の131-132頁を参照。
- 15) これに関しては、例えば、拙稿②の78-79頁、拙稿③の134頁を参照。
- 16) これについては、例えば、拙稿②の79頁、拙稿③の134頁を参照。
- 17) 「学校で校長より、配付文書及び口頭説明があった」との回答が見られた。
- 18) これについては、例えば、拙稿①の143頁、拙稿③の133頁を参照。
- 19) 「学校教育の理論と実践 I」は2016(平成28)年度、筆者も含め、3名で担当している。一人の担当授業回数は、5回である。
- 20) シラバスに記載された、「学校教育の理論と実践 I」の授業内容と方法の全文は、以下のとおりである。「学校教育と教員のあり方について、体罰を素材にして考える。体罰に関する研究資料だけではなく、ビデオ資料も参考にしつつ、なぜ体罰が教育と相容れない行為であるのかを、討論も行ないながら、理論的・実践的に検討する(佐久間)。教育課程、並びに、教育方法や授業に関わる近年の実践的動向、及び研究の動向について講義し、講義内容に基づいたディスカッションを行う(望月)。道徳授業の問題点と改善の方策を『考えること』と『話し合うこと』という観点から理論的・実践的に考察し、討議する(上地)」。本資料は、琉球大学 H.P.上に公開されているものである。
- 21) 同上。
- 22) 筆者作成の「学校教育の理論と実践 I」資料No. 1。
- 23) ここで用いた資料は、以下のものである。法務庁法務調査意見長官回答「児童懲戒権の限界について」1948年12

月22日、法務府「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」1949年8月2日。筆者はこの資料を、次のものから用いている。藤田昌士編『生活の指導と懲戒・体罰』（日本の教育課題第4巻）東京法令出版、1996年、348-350頁。また、体罰の発生の背景や法制度などについての基礎的事項を把握する目的で、次の資料も使用した。平田淳「体罰」土屋基規・平原春好・三輪定宣・室井修編『最新 学校教育キーワード事典』旬報社、2001年、106-107頁。

24) 体罰法制の変遷について、筆者が作成した授業資料は、以下のものである。なお、本資料は、受講生から、体罰を禁止した最初の法令は何かという質問を受けたので、それに答える形で、筆者は、以下の内容を記載した授業資料No.14を作成した。

《戦前の体罰に関する法制の変遷》

(1) 1879 (明治12) 年：教育令第46条

「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰 殴チ或ハ縛スルノ類 ヲ加フヘカラス」

(2) 1880 (明治13) 年：改正教育令第46条

「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰 殴チ或ハ縛スルノ類 ヲ加フヘカラス」

(3) 1890 (明治23) 年：小学校令第63条

「小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」

(4) 1900 (明治33) 年：小学校令第47条

「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」

(5) 1941 (昭和16) 年：国民学校令第20条

「国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」

《戦後の体罰法制》

(1) 1947 (昭和22) 年：学校教育法第11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」

(下線は筆者)

(2) 2007年改正：現行学校教育法第11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」(下線は筆者)

筆者は、体罰に関する以上の法制度の変遷について、次の資料を基に作成した。文部省『学制百年史(資料編)』帝国地方行政学会、1972年、牧証名他編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房、1992年、25-26頁。

25) 体罰に因る死亡事件については、『朝日新聞』1985年5月10日付、1995年7月18日付、同年7月20日付、1997年10月20日付、を用いた。沖縄の体罰事件に関しては、『沖縄タイムス』2000年6月5日付、そして、大阪市立桜宮高校の事件については、『沖縄タイムス』2013年1月9日付、などを用いた。

26) NHK クローズアップ現代「なぜ体罰が止まらない 部活動で広がる闇」2013年2月12日(火)。

27) 「学校教育の理論と実践 I」資料No.10,11、「学校教育の理論と実践 I」アンケート調査結果(以上、いずれも、2016.4.20〔水〕)。

28) 受講生の意見などはいずれも、「学校教育の理論と実践 I」通信No.2(2016.5.11〔水〕)より引用した。

29) 渡部芳樹「学校教育における体罰の思想」鈴木麻里子・前田聡・渡部芳樹『近代公教育の陥穽－「体罰」を読み直す－』流通経済大学出版会、2015年、141-197頁(ただし、授業では157-179頁を読み合わせた)。本書は、大阪市立桜宮高等学校において、2012年12月に起きた、体罰に因る生徒の自殺事件から出発し、体罰という事象を検討しているものである。

30) 以上についてはいずれも、「学校教育の理論と実践 I」通信No.3(2016.5.11〔水〕)より引用した。

31) それぞれ、「学校体罰の実態・意識と背景」(第二編)牧証名・今橋盛勝ほか編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房、1992年、446-447頁、456-457頁、岡山超「子どもの発達と体罰」牧証名・今橋盛勝編『教師の懲戒と体罰』総合労働研究所、1982年、110-114頁、が相当する。

32) 以上に関してはいずれも、「学校教育の理論と実践 I」通信No.4(2016.5.18〔水〕)より引用した。

